

## 高原町病児保育利用料補助金のお知らせ 【高原町の子育て世帯対象】

病児・病後児保育の利用料を町が補助します! (町内利用は無償化!)



### 【病児保育事業とは】

高原町では、お子さんが病気の治療中または回復期にあり、集団での保育が困難な場合に、専用の施設で一時的に保育する「病児保育事業(病児型・病後児型)」を実施しています。ご利用には、登録と申込がそれぞれ必要になります。

病児保育事業を利用するには、1,000円の利用料(町内)を支払う必要がありますが、高原町では令和6年4月1日利用分から利用料を補助します。

### 【補助金の対象者】

施設を利用する児童(小学生まで)の保護者のうち、施設を利用した日において高原町内に住所を有する者。

### 【補助金の内容】

○町内施設 ⇒ **全額補助**

※町内施設は申込書の提出で完結。

○町外施設 ⇒ 利用1日につき  
2,000円を上限

※町外施設は償還払いとなります。

町外施設を利用された方は、領収書と印鑑をご準備の上、健康課子育て支援係にて申請をお願いします。交付の決定・確定後にご指定の金融機関口座にお振込みいたします。



### 【町内施設(委託事業所)】

#### 《病児・病後児施設》

★病児お預かりセンター「ぽかぽか」  
TEL:47-4842(平日8:00~18:00)  
※登録については事前にお電話をお願いします。

#### 《病後児施設》

★児童養護施設 石井記念「神武の家」  
TEL:21-2423(高原町健康課子育て支援係)

○ご利用には事前の登録(年1回)が必要です。

○登録情報の有効期間は登録年度のみです。

○登録用紙、申込用紙は「ぽかぽか」に準備してあります。施設にてご記入ください。

○登録には既往歴等の確認がありますので、事前に必ずお電話ください。

#### ※注意事項※

○利用状況やご利用の問い合わせは、各施設(上記連絡先)にご連絡ください。

【文書取扱 健康課】

(問い合わせ先) 子育て支援係 TEL:(0984)21-2423